

令和 6 年 3 月

第 2 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

議 第 3 号	香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例を制定することについて----- 1 頁
議 第 4 号	香芝市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を制定することについて----- 4 頁
議 第 5 号	香芝市情報公開条例及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正することについて----- 6 頁
議 第 6 号	香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて----- 9 頁
議 第 7 号	香芝市ふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正することについて----- 1 2 頁
議 第 8 号	香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて----- 1 4 頁
議 第 9 号	香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正することについて----- 1 6 頁
議 第 1 0 号	香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正することについて-- 1 8 頁
議 第 1 1 号	香芝市介護保険条例の一部を改正することについて----- ----- 2 0 頁
議 第 1 2 号	香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて---- ----- 2 2 頁
議 第 1 3 号	香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて----- 2 7 頁
議 第 1 4 号	令和 5 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 0 号）について-- ----- 2 9 頁
議 第 1 5 号	令和 5 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について----- 3 0 頁
議 第 1 6 号	令和 5 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について----- 3 1 頁

議第17号	令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第3号）について----- 32頁
議第18号	令和5年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）について----- 33頁
議第19号	令和5年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第2号）について----- 34頁
議第20号	令和6年度香芝市一般会計予算について----- ----- 35頁
議第21号	令和6年度香芝市国民健康保険特別会計予算について----- ----- 36頁
議第22号	令和6年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について----- ----- 37頁
議第23号	令和6年度香芝市介護保険特別会計予算について----- ----- 38頁
議第24号	令和6年度香芝市土地取得特別会計予算について----- ----- 39頁
議第25号	令和6年度香芝市財産区財産特別会計予算について----- ----- 40頁
議第26号	令和6年度香芝市水道事業会計予算について----- ----- 41頁
議第27号	令和6年度香芝市下水道事業会計予算について----- ----- 42頁
議第28号	香芝市スポーツ公園整備事業に係るプール施設建築工事請負契約の締結について----- 43頁
議第29号	二上小学校長寿命化改修工事請負契約の締結について----- ----- 44頁
議第30号	北部地域体育館長寿命化改修工事請負契約の締結について-- ----- 45頁

議第 3 1 号	指定管理者の指定について----- ----- 4 6 頁
議第 3 2 号	指定管理者の指定の期間の変更について----- ----- 4 8 頁
議第 3 3 号	奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更することについて----- ----- 4 9 頁
同 第 1 号	香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて----- ----- 5 1 頁
諮 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて----- ----- 5 2 頁

議第3号

香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例を制定することについて

香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例を次のとおり制定する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨を踏まえ、市民の歯と口腔の健康づくりの推進について、基本理念を定め、市の責務並びに保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者、保険者及び市民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として実施するものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、教育、労働衛生その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者の役割)

第4条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策及び取組との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第5条 事業者及び保険者は、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自らの歯科疾患の予防に取り組み、歯科に係る検診及び歯科保健指導を適切に受診することにより、歯と口腔の健康づくりに取

り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を行うものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に関する取組の普及啓発に関すること。
- (2) 定期的な歯科検診の受診勧奨に関すること。
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に関すること。
- (4) 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者の歯科疾患の予防に関すること。
- (5) 歯と口腔の健康づくりに影響を及ぼす生活習慣の改善に関すること。
- (6) 災害時の歯科医療体制の整備に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

(財政上の措置)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第4号

香芝市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例
を制定することについて

香芝市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のとおり制定する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第5号

香芝市情報公開条例及び香芝市個人情報の保護に関する法律
施行条例の一部を改正することについて

香芝市情報公開条例及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部
を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市情報公開条例及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(香芝市情報公開条例の一部改正)

第1条 香芝市情報公開条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「又はその写しの交付その他実施機関が定める方法」を「若しくは交付又は電磁的記録媒体に複写したものの交付(当該行政文書が、音声又は映像により記録されている場合を除く。)」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては」を加える。

第17条第1項ただし書中「写しの交付」を「当該行政文書の写し並びに当該行政文書を印字装置により出力したものと及び電磁的記録媒体に複写したものの交付」に改め、同条第3項中「写し」の次に「並びに行政文書を印字装置により出力したものと及び電磁的記録媒体に複写したものと」を加える。

別表中

別表中	文書又は図画	複写機による写しの交付	単色刷り	1枚につき 10円
			多色刷り	1枚につき 100円
	電磁的記録	印字装置により出力したものの交付	単色刷り	1枚につき 10円
			多色刷り	1枚につき 100円

を

を	文書又は図画	複写機による写しの交付	単色刷り	1枚につき 10円	に改め
			多色刷り	1枚につき 50円	
	電磁的記録	印字装置により出力したものの交付	単色刷り	1枚につき 10円	
			多色刷り	1枚につき 50円	
		光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	該当する電磁的記録媒体の実費相当額		

る。

(香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「50円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（香芝市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の香芝市情報公開条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に開示決定をした開示請求に係る開示手数料について適用し、同日前に開示決定をした開示請求に係る開示手数料については、なお従前の例による。
（香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に開示決定をした開示請求に係る手数料について適用し、同日前に開示決定をした開示請求に係る手数料については、なお従前の例による。

議第6号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正することについて

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第25条中「並びに第15条第2項及び第3項の規定」を削り、「除く。」の次に「以下この条及び次条第1項において同じ。」を加え、「、第15条第2項及び第3項中「フルタイム」とあるのは「パートタイム」と、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第25条」と」を削り、同条に次の2項を加える。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第25条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の102.5（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の61.25）」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在

において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 香芝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。
第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

議第7号

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正することについて

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例（平成20年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削り、同条第6号中「地域産業」の次に「及び文化スポーツ」を加え、同号を同条第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第8号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正することについて

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とを削り、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

第39条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第51条第3項中「法第20条第4項の規定による認定」を「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議第9号

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正することについて

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(香芝市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 香芝市子ども医療費助成条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第3条の2第2項中「助成の対象となる乳幼児が医療機関等で医療に関する給付を受けた場合において、当該」を削る。

(香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第2条第1号イ中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）」を「子ども」に改め、同号ロからニまでの規定中「対象児童」を「子ども」に改める。

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

第3条の3第1項第1号中「対象児童」を「子ども」に改める。

(香芝市中心身障害者（児）医療費助成条例の一部改正)

第3条 香芝市中心身障害者（児）医療費助成条例（平成3年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の香芝市子ども医療費助成条例、香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例及び香芝市中心身障害者（児）医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議第10号

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション
手段に関する条例の一部を改正することについて

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する
条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正する条例

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「よう努める」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第11号

香芝市介護保険条例の一部を改正することについて

香芝市介護保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市介護保険条例の一部を改正する条例

香芝市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 32,760円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 49,320円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 49,680円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 72,000円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,640円」を「20,520円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「29,400円」を「34,920円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「41,160円」を「49,320円」に改める。

第6条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第9号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第12号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて

香芝市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「奈良県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号へ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに奈良県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ハ中「（二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号ニ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、その世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の7.39」を「100分の7.64」に改め、同条第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「26,800円」を「27,600円」に改め、同条第3号イ中「19,500円」を「20,000円」に改め、同号ロ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「9,750円」を「10,000円」に改め、同号ハ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「14,625円」を「15,000円」に改める。

第13条の2から第13条の5の2までを次のように改める。

第13条の2から第13条の5の2まで 削除

第13条の5の3中「又は第13条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の3の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第16条の2において同じ。）」を削る。

第13条の6の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、奈良県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の6の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、その世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第13条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の6の4（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.77」を「100分の3.27」に改め、同条第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「9,900円」を「11,500円」に改め、同条第3号イ中「7,200円」を「8,400円」に改め、同号ロ中「3,600円」を「4,200円」に改め、同号ハ中「5,400円」を「6,300円」に改める。

第13条の6の5から第13条の6の8までを次のように改める。

第13条の6の5から第13条の6の8まで 削除

第13条の6の9中「又は第13条の6の5」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の2の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第16条の2において同じ。）」を削り、「20万円」を「22万円」に改める。

第13条の6の10第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の10第1号中「100分の2.99」を「100分の3.03」に改め、同条第2号中「17,100円」を「16,900円」に改める。

第16条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「若しくは

国民健康保険法施行令」を「、若しくは国民健康保険法施行令」に、「、第13条の2の基礎賦課額若しくは第13条の6の2若しくは第13条の6の5」を「若しくは第13条の6の2」に、「又は第13条の7」を「若しくは第13条の7」に改め、「次条第1項各号」の次に「（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第16条の4第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。））」に、「）又は1世帯」を「）若しくは1世帯」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった日」に改め、同条第2項中「第13条の2の基礎賦課額又は」を削り、「若しくは第13条の6の5の額又は」を「の額若しくは」に、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第16条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号に定める額、第16条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第16条の2第1項中「又は第13条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第2項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の5」を削り、「20万円」を「22万円」に改め、同条第3項中「又は第13条の2」を削る。

第16条の4第1項中「又は第13条の5」を削り、同条第2項中「又は第13条の5」及び「又は第13条の6の7」を削り、同条第3項第1号中「又は第13条の5」を削り、同条第4項中「又は第13条の5」及び「又は第13条の6の7」を削る。

第16条の5第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第2項中「前項に規定する」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改め、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の5」を削り、「20万円」を「22万円」に改め、同条第4項中「第1項中」の次に「規定する出産被

保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、」を加え、「又は13条の2」を削り、同条第5項中「又は第13条の2」を削り、同条第6項中「前項に規定する」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改め、同条第7項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の5」を削り、「20万円」を「22万円」に改め、同条第8項中「第5項中」の次に「「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、」を加え、「又は第13条の2」を削る。

第16条の6第1項中「、第13条の3」及び「、第13条の6の6」を削り、同条第2項中「、第13条の2」及び「、第13条の6の5」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香芝市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第13号

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正すること
について

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香芝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第14号

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第10号）について

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第15号

令和5年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

令和5年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、別紙
のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第16号

令和5年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

令和5年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第17号

令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第18号

令和5年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）
について

令和5年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第19号

令和5年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第2号）
について

令和5年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第20号

令和6年度香芝市一般会計予算について

令和6年度香芝市一般会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第21号

令和6年度香芝市国民健康保険特別会計予算について

令和6年度香芝市国民健康保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を
求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第22号

令和6年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第23号

令和6年度香芝市介護保険特別会計予算について

令和6年度香芝市介護保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第24号

令和6年度香芝市土地取得特別会計予算について

令和6年度香芝市土地取得特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第25号

令和6年度香芝市財産区財産特別会計予算について

令和6年度香芝市財産区財産特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第26号

令和6年度香芝市水道事業会計予算について

令和6年度香芝市水道事業会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第27号

令和6年度香芝市下水道事業会計予算について

令和6年度香芝市下水道事業会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第28号

香芝市スポーツ公園整備事業に係るプール施設建築工事 請負契約の締結について

香芝市スポーツ公園整備事業に係るプール施設建築工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 香芝市スポーツ公園整備事業に係るプール施設建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金2,326,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 北葛城郡広陵町大字平尾11番地1
村本建設株式会社 奈良本店
常務執行役員 本店長 南條 秀和 |

議第29号

二上小学校長寿命化改修工事請負契約の締結について

二上小学校長寿命化改修工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 二上小学校長寿命化改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金810,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香芝市旭ヶ丘一丁目31番地の1
株式会社上村組
代表取締役 上村 智津子 |

議第30号

北部地域体育館長寿命化改修工事請負契約の締結について

北部地域体育館長寿命化改修工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 北部地域体育館長寿命化改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金149,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香芝市旭ヶ丘一丁目31番地の1
株式会社上村組
代表取締役 上村 智津子 |

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- 1 管理を行わせる施設の所在地及び名称
 - (1) 香芝市瓦口2127番地
近鉄五位堂駅北自転車駐車場
 - (2) 香芝市下田西一丁目1番3号
JR香芝駅自転車駐車場
 - (3) 香芝市下田西四丁目186番地1
近鉄下田駅地下自転車駐車場
 - (4) 香芝市関屋1581番地1
近鉄関屋駅自転車駐車場
 - (5) 香芝市上中2010番地
JR志都美駅西自転車駐車場
 - (6) 香芝市上中190番地8
JR志都美駅東自転車駐車場
 - (7) 香芝市穴虫1054番地
近鉄二上駅北自転車駐車場
 - (8) 香芝市穴虫12番地1

近鉄二上駅南自転車駐車場

(9) 香芝市五位堂五丁目50番1

JR五位堂駅自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者

香芝市磯壁三丁目66番地3

公益社団法人香芝市シルバー人材センター

理事長 船木 克容

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第32号

指定管理者の指定の期間の変更について

令和2年12月18日議決の指定管理者の指定について、次のとおり指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- 1 管理を行わせる施設の所在地及び名称
香芝市瓦口2159番地
近鉄五位堂駅北自動車駐車場
- 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者
東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズグループ
代表者 タイムズ24株式会社
代表取締役 西川 光一
- 3 変更前の指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 変更後の指定の期間
令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議第33号

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、奈良広域水質検査センター組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月1日奈良県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第15条第1項の表給水人口割の項中「厚生労働省統計」を「国土交通省統計」に改め、「よる」の次に「。ただし、令和5年度以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省統計とみなす」を加え、同表規模割の項中「厚生労働省統計値」を「国土交通省統計値」に改め、「とする」の次に「。令和5年度以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値とみなす」を加える。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

